

自動車検査独立行政法人節電実行計画

自動車検査独立行政法人（以下、「検査法人」という。）が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

2. 対象設備

本実行計画の対象設備は、別紙に掲げる東京電力管内及び東北電力管内に所在する検査法人の本部、中央実習センター及び地方検査部並びに事務所（以下、「事務所等」という。）とする。

なお、事務所等は、国土交通省の運輸支局又は自動車検査登録事務所と設備を共有していることから、国土交通省と連携を図り節電に取り組むこととする。

3. 目標

2. の対象設備について、自動車検査サービスに著しい支障を及ぼさないよう配慮しつつ、別紙に掲げる基準電力値に比して、原則 15%以上抑制する。また、ピーク期間・時間帯（7 月から 9 月（平日）の 9 時から 20 時）の 1 時間単位の使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

4. 節電に係る取組

3. の目標を達成するため、対象設備において以下の取組を実施する。

（1）執務室における取組

① 照明、OA 機器、その他の機器、共用部分に係る節電

（イ）照明に係る節電

- ・執務室等の照明の部分消灯
- ・廊下照明、階段照明の減灯

（ロ）OA 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない OA 機器等の電源プラグを抜くことの徹底
- ・プリンタ、コピー機等の OA 機器の使用制限
- ・パソコンを一定時間使用していない場合におけるディスプレイのスタンバイモード、シャットダウンの徹底
- ・コーヒーマーカー等の電化製品の使用制限

② 空調（冷房及び換気）に係る節電

（イ）冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底

（ロ）執務室等の照度に留意し、ブラインドを活用

（２）中央実習センターにおける取組

- ①研修施設の照明、OA 機器、その他の施設・機器に係る節電
- ②洗濯機、衣類乾燥機等の家電製品の使用制限
- ③研修施設における冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底
- ④冷房の自動停止
- ⑤研修に支障を及ぼさない範囲内での検査実習棟の水銀灯の消灯
- ⑥待機電力の削減

（３）事務所等の検査場における取組

各事務所等の状況に応じ、以下の対策を実施。

- ①検査業務に支障を及ぼさない範囲内で水銀灯の消灯
- ②状況に応じた一部時間帯における検査コースの一部閉鎖
- ③検査ピットにおける冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底
- ④昼休み等検査業務を実施しない時間帯の検査機器の電源 OFF
- ⑤検査官控え室の使用抑制。同室における冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底
- ⑥総合判定室における冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底

（４）その他

- ①夏期休暇を活用した長期休暇の取得
- ②超過勤務の一層の縮減
- ③上記の取組に当たっては、節電対策について受検者の理解を得られるよう努めるとともに、職員に対し節電の必要性和取組内容について周知徹底を図るものとする。
また、各職員は業務改善や超過勤務の一層の縮減に努めることとし、管理職員は職員の健康管理に留意し職場環境の整備に努めるなど、その達成のため最大限の配慮を行う。

※対象需要設備については、契約電力量の規模等に応じて以下の通りAからCまで分類する

区分A：大口需要設備（500kW 以上）及び大口需要設備（500kW 以上）の一部としての需要設備（電気事業法第 27 条に基づく電力使用制限の対象設備）

区分B：小口需要設備（50kW 以上 500kW 未満）及び小口需要設備（50kW 以上 500kW 未満）の一部としての需要設備

※基準電力値は、昨年のピーク期間・時間帯（7月から9月（平日）の9時から20時）の1時間単位の使用最大電力とする。ただし、使用最大電力が把握できない場合の基準電力値は、昨年の7月～9月の月間使用最大電力量とする。

区分C：小口需要設備（50kW 未満）及び小口需要設備（50kW 未満）の一部としての需要設備並びに電灯

※基準電力値は、昨年の7月～9月の月間使用最大電力量とする。

=====

東京電力管内

○区分A：該当箇所なし

○区分B：24 箇所

【本部】：2 箇所

No	所属	事務所名	所在地	基準電力値	
1	本部	本部執務室	東京都新宿区	21,392	kWh
2	本部	中央実習センター	東京都八王子市	24,017*	kWh

※ 空調設備のエネルギーについて、今年度より灯油から電気に変更したことから、基準電力値は、昨年の7月～9月の月間使用最大電力量と灯油の月間使用最大量（電力換算）を併せたものとし、目標達成状況の評価においても電力使用量と灯油使用量を併せたものとする。

【事務所等】：22 箇所

No	所属	事務所名	所在地	基準電力値	
1	関東検査部	神奈川事務所	神奈川県横浜市	177	kW
2	関東検査部	検査課	東京都品川区	174	kW
3	関東検査部	湘南事務所	神奈川県平塚市	142	kW
4	関東検査部	栃木事務所	栃木県宇都宮市	126	kW
5	関東検査部	習志野事務所	千葉県船橋市	122	kW

6	関東検査部	埼玉事務所	埼玉さいたま市	120	kW
7	関東検査部	千葉事務所	千葉県千葉市	118	kW
8	関東検査部	八王子事務所	東京都八王子市	118	kW
9	関東検査部	足立事務所	東京都足立区	117	kW
10	関東検査部	山梨事務所	山梨県笛吹市	113	kW
11	関東検査部	春日部事務所	埼玉県春日部市	109	kW
12	関東検査部	袖ヶ浦事務所	千葉県袖ヶ浦市	108	kW
13	関東検査部	土浦事務所	茨城県土浦市	103	kW
14	関東検査部	群馬事務所	群馬県前橋市	100	kW
15	関東検査部	相模事務所	神奈川県愛甲群	96	kW
16	関東検査部	野田事務所	千葉県野田市	95	kW
17	関東検査部	茨城事務所	茨城県水戸市	93	kW
18	関東検査部	熊谷事務所	埼玉県熊谷市	93	kW
19	関東検査部	多摩事務所	東京都国立市	92	kW
20	関東検査部	佐野事務所	栃木県佐野市	87	kW
21	関東検査部	練馬事務所	東京都練馬区	83	kW
22	関東検査部	所沢事務所	埼玉県所沢市	78	kW

【注】事務所等においては、開放構造の検査場における自動車の検査業務が中心であり、実施することとしている水銀灯の消灯、空調の抑制、検査コースの一部閉鎖等の節電対策は、受検台数や天候等の状況によっては実施困難な場合がある。このため、目標達成状況の評価においては、受検台数や天候等の状況を考慮するものとする。

○区分C：2箇所

【事務所等】：2箇所

No	所属	事務所名	所在地	基準電力値	
1	関東検査部	川崎事務所	神奈川県川崎市	5,224	kWh
2	中部検査部	沼津事務所	静岡県沼津市	14,948	kWh

【注】事務所等においては、開放構造の検査場における自動車の検査業務が中心であり、実施することとしている水銀灯の消灯、空調の抑制、検査コースの一部閉鎖等の節電対策は、受検台数や天候等の状況によっては実施困難な場合がある。このため、目標達成状況の評価においては、受検台数や天候等の状況を考慮するものとする。

東北電力管内

○区分A：該当箇所なし

○区分B：10 箇所

【事務所等】：10 箇所

No	所属	事務所名	所在地	基準電力値	
1	東北検査部	青森事務所	青森県青森市	146	kW
2	東北検査部	検査課	宮城県仙台市	132	kW
3	東北検査部	秋田事務所	秋田県秋田市	122	kW
4	東北検査部	岩手事務所	岩手県紫波郡	104	kW
5	東北検査部	福島事務所	福島県福島市	100	kW
6	東北検査部	山形事務所	山形県山形市	64	kW
7	東北検査部	八戸事務所	青森県八戸市	58	kW
8	東北検査部	庄内事務所	山形県東田郡	44	kW
9	北陸信越検査部	検査課	新潟県新潟市	21,272	kWh
10	北陸信越検査部	長岡事務所	新潟県長岡市	8,911	kWh

【注】事務所等においては、開放構造の検査場における自動車の検査業務が中心であり、実施することとしている水銀灯の消灯、空調の抑制、検査コースの一部閉鎖等の節電対策は、受検台数や天候等の状況によっては実施困難な場合がある。このため、目標達成状況の評価においては、受検台数や天候等の状況を考慮するものとする。

○区分C：1 箇所

【事務所等】：1 箇所

No	所属	事務所名	所在地	基準電力値	
1	東北検査部	いわき事務所	福島県いわき市	4,986	kWh

【注】事務所等においては、開放構造の検査場における自動車の検査業務が中心であり、実施することとしている水銀灯の消灯、空調の抑制、検査コースの一部閉鎖等の節電対策は、受検台数や天候等の状況によっては実施困難な場合がある。このため、目標達成状況の評価においては、受検台数や天候等の状況を考慮するものとする。